

令和4（2022）年度版

郡山市の環境

令和3（2021）年度 年次報告書

- 郡山市第三次環境基本計画
- 郡山市気候変動対策総合戦略



まちのシンボル

花・木・鳥



★市の花（ハナカツミ）

芭蕉の「奥の細道」の昔から伝統的な花として親しまれてきた清楚な趣きをそなえた心にうるおいのあるまちづくりにふさわしい花です。

★市の木（ヤマザクラ）

樹齢が長く、雄々しく、強い樹木で緑化促進木として緑あふれるまちづくりにふさわしい木です。



★市の鳥（カッコウ）

鳴き声そのまま鳥名になったカッコウ。野鳥の生息地に多く渡来し、自然保護の象徴ともいえる、緑のまちづくりにふさわしい鳥です。

市章



郡山市の市章は、「山」の字の小篆（しょうてん）「𠄎」を図案化したものです。藩政時代から郡山代官支配下の「郡山」の標識として、長い間使用されてきたものです。

本書(郡山市の環境)について

平成 30 (2018) 年 3 月に策定した「郡山市第三次環境基本計画」は、本市の総合計画である「郡山市まちづくり基本指針」の将来都市構想の実現に向け、環境面から推進するものであり、令和 3 (2021) 年度は計画の最終年度となります。「郡山市まちづくり基本指針」における基本施策の大綱の一つに『暮らしやすいまちの未来』を掲げており、この大綱を実現するための環境分野の将来構想を『環境にやさしく自然豊かな、住んでいてよかったなと思えるまち』としています。

本書は、この大綱及び環境分野の将来構想を踏まえ、「郡山市環境基本条例」第 7 条の規定に基づく年次報告書として、本市における令和 3 (2021) 年度の環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等についてまとめたものです。

将来の環境都市像

**環境にやさしく自然豊かな、
住んでいてよかったなと思えるまち**

目次

本書(郡山市の環境)について

第1章 郡山市第三次環境基本計画の概要 1

- 1 計画の期間 1
- 2 各主体の役割 1
- 3 施策の体系 3

第2章 施策の展開 5

取り組みの柱1 地球環境にやさしいまちづくり 5

- 1-1 気候変動への対応 5
 - 1-1-1 CO₂などの温室効果ガスの削減 5
 - 1-1-2 低炭素なライフスタイルへの転換と普及 8
 - 1-1-3 気候変動適応策に関する普及啓発 9
- 1-2 エネルギー対策 10
 - 1-2-1 省エネルギーの推進 10
 - 1-2-2 再生可能エネルギーの普及拡大 11

取り組みの柱2 資源が循環するまちづくり 15

- 2-1 資源の循環的利用 15
 - 2-1-1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 15
- 2-2 廃棄物の適正処理 17
 - 2-2-1 廃棄物の減量化・資源化の推進 17
 - 2-2-2 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進 18

取り組みの柱3 自然と共生できるまちづくり 20

- 3-1 自然環境の保全 20
 - 3-1-1 生物多様性の保全 20
 - 3-1-2 森林や農地の保全と活用 21
 - 3-1-3 公園・緑地等の整備 23
- 3-2 自然災害の防止と抑止 24
 - 3-2-1 豪雨対策の推進 24
 - 3-2-2 自然災害に備えた防災基盤の整備 25

取り組みの柱4 健康で安心して暮らせるまちづくり 28

4-1 大気環境等の保全と改善	28
4-1-1 有害化学物質の発生抑制	28
4-1-2 騒音・振動・悪臭の発生抑制	29
4-1-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導	30
4-2 水環境等の保全と改善	31
4-2-1 水資源の保全の推進	31
4-2-2 地下水、湧水の保全	34
4-2-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導	36

取り組みの柱5 環境を思いやる人を育むまちづくり 39

5-1 環境教育・環境学習の推進	39
5-1-1 環境教育の充実と普及	39
5-1-2 環境学習の場の提供	40
5-2 環境保全活動への支援	40
5-2-1 環境情報の発信	40
5-2-2 環境啓発推進のための体制づくり	40
5-2-3 環境保全活動を担う人材の育成	41

原子力災害からの生活環境の回復 43

1 郡山市の除染に関する取り組み	43
2 放射線に関する郡山市の取り組み	44

第3章 環境施策等に対する意見 45

資料編	48
-----------	----

1 計画の期間

本計画期間は「郡山市まちづくり基本指針」と整合性を図るとともに、社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、計画期間を平成30（2018）年度から令和3（2021）年度までの4年間としています。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
環境基本計画	← 第三次 →				← 第四次 →			
郡山市 まちづくり 基本指針 【総合計画】	← 第一階層 公共計画（8年） →							
	← 第二階層 行政計画（4年） →				← 第二階層 行政計画（4年） →			

2 各主体の役割

本計画を効果的に推進するためには、市民、事業者、市（行政）といった各主体が、それぞれの立場において環境の保全に対する責務を認識し、相互の連携によって環境への負荷を低減するための取り組みを進める必要があります。

（1）市民の役割

市民は、日常生活における環境への負荷を少なくするよう、これまでのライフスタイルの見直しが求められています。そのためには、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加するなど、環境に配慮した取り組みが期待されます。

（2）事業者の役割

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を遵守するとともに、事業活動が環境に与える影響を認識しなければなりません。環境への負荷を低減するために、良好な環境保全の創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策への協力や環境保全活動への参加または支援など、市や市民との協働による取り組みが期待されます。

(3) 市(行政)の役割

市は、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

また、市民、事業者が行う環境保全活動に対して多方面から支援するとともに、率先して自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努めてまいります。

さらに、広域的な取り組みを必要とするものについては、国・県及び近隣市町村、関係団体と連携・協力を図りながら推進してまいります。

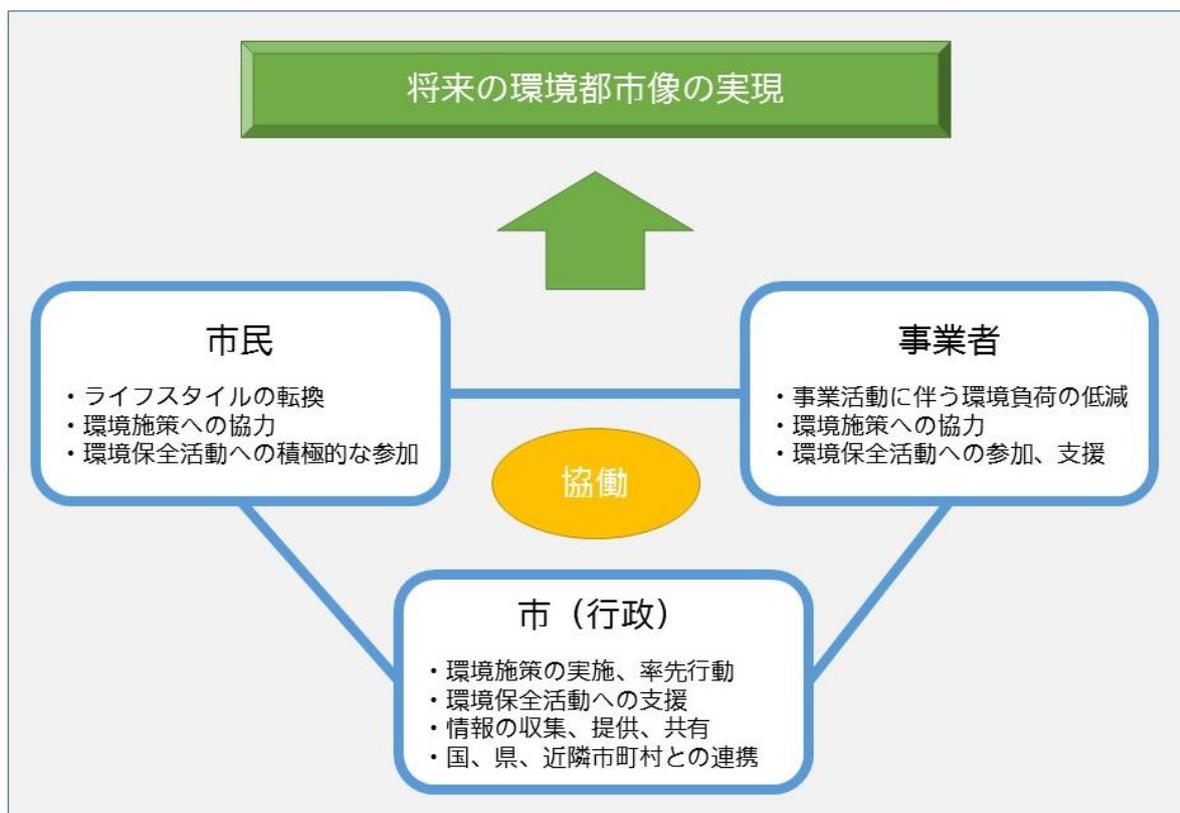


図1 各主体の役割

3 施策の体系



取り組みの項目

1-1 気候変動への対応

- 1-1-1 CO₂ などの温室効果ガスの削減
- 1-1-2 低炭素なライフスタイルへの転換と普及
- 1-1-3 気候変動適応策に関する普及啓発

1-2 エネルギー対策

- 1-2-1 省エネルギーの推進
- 1-2-2 再生可能エネルギーの普及拡大

2-1 資源の循環的利用

- 2-1-1 3Rの推進
(リデュース・リユース・リサイクル)

2-2 廃棄物の適正処理

- 2-2-1 廃棄物の減量化・資源化の推進
- 2-2-2 廃棄物の不法投棄対策
・環境美化の推進

3-1 自然環境の保全

- 3-1-1 生物多様性の保全
- 3-1-2 森林や農地の保全と活用
- 3-1-3 公園・緑地等の整備

3-2 自然災害の防止と抑止

- 3-2-1 豪雨対策の推進
- 3-2-2 自然災害に備えた防災基盤の整備

4-1 大気環境等の保全と改善

- 4-1-1 有害化学物質の発生抑制
- 4-1-2 騒音・振動・悪臭の発生抑制
- 4-1-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導

4-2 水環境等の保全と改善

- 4-2-1 水資源の保全の推進
- 4-2-2 地下水、湧水の保全
- 4-2-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導

5-1 環境教育・環境学習の推進

- 5-1-1 環境教育の充実と普及
- 5-1-2 環境学習の場の提供

5-2 環境保全活動への支援

- 5-2-1 環境情報の発信
- 5-2-2 環境啓発推進のための体制づくり
- 5-2-3 環境保全活動を担う人材の育成

分野別施策の展開

・除染の実施

・市内各所からの除去土壌等の搬出、輸送

・個人積算線量の測定

・ホールボディカウンターによる内部被ばく検査
・小中学校、保育所等の給食検査
・自家消費野菜等の放射能検査

1-1 気候変動への対応

1-1-1 CO₂などの温室効果ガスの削減

(1) 郡山市気候変動対策総合戦略における温室効果ガス排出量削減の推進

「郡山市気候変動対策総合戦略」により、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを計画的に推進しました。

【郡山市における温室効果ガス排出量（令和元（2019）年度）】

単位：千 t-CO₂

項目	平成 25 年度 (2013) <基準年度>	令和 12 年度中期目標 (2030) <2013 年度比>	令和元年度実績 (2019) <2013 年度比>
温室効果ガス総量	3,169	2,218 (-30.0%)	2,871 (-9.4%)

※ 令和 3（2021）年 3 月に「郡山市気候変動対策総合戦略」を策定し、令和 12（2030）年の温室効果ガス排出量削減目標を掲げたことに伴い、当報告における目標値を変更しています。

※ 令和 3（2021）年 12 月に、算定に使用する「都道府県別エネルギー消費統計（平成 2(1990)年度から平成 30(2018)年度分）」が改訂となったため、計画策定時の現況値及び目標年度の目標値を変更しました。

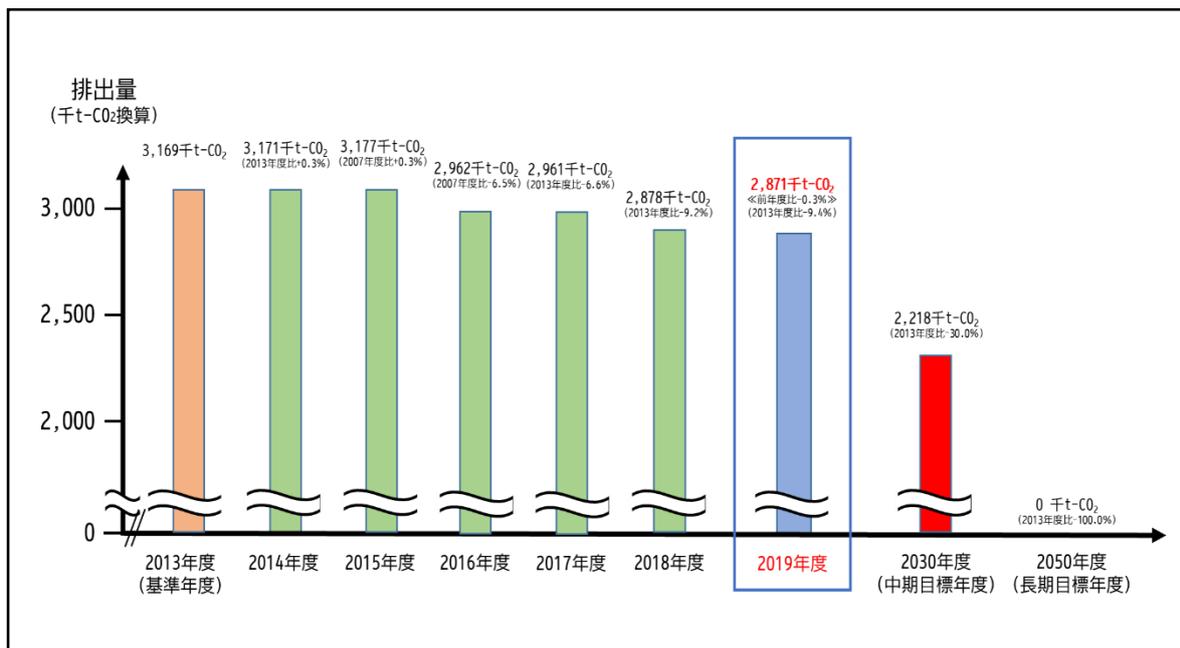
<参考：温室効果ガス部門別排出量実績>

単位：千 t-CO₂

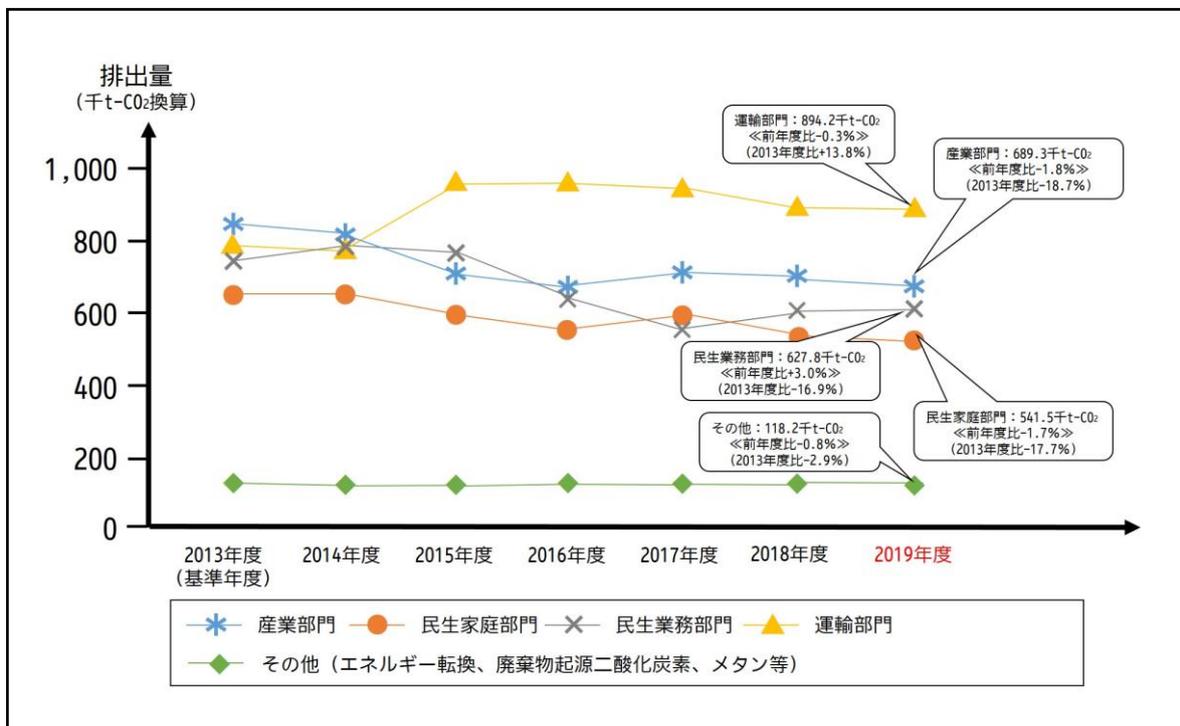
温室効果ガス部門別排出量	平成 25 年度 (2013)	令和元年度実績 (2019)	平成 25 (2013) 年度比
産業部門	848.0	689.3	-18.7%
民生家庭部門	658.2	541.5	-17.7%
民生業務部門	755.1	627.8	-16.9%
運輸部門	786.0	894.2	+13.8%
その他（エネルギー転換部門、 廃棄物、メタンなど）	121.7	118.2	-2.9%

温室効果ガスの排出量は、部門毎の排出量として表されることが多く、本市では主に産業部門（第一次産業及び第二次産業の活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギーに関するもの）、民生家庭部門（家庭内で消費したエネルギーに関するもの）、民生業務部門（事務所・ビル、店舗等の第三次産業で消費したエネルギーに関するもの）、運輸部門（人・物の輸送・運搬に消費したエネルギーに関するもの）、その他（廃棄物起源二酸化炭素、メタン等）として分類しています。

【郡山市の温室効果ガス排出量の推移】



【郡山市の部門別温室効果ガス排出量の推移】



(2) 環境にやさしい自動車の導入促進

公用車購入の際、環境性能に優れた自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）の導入を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図りました。

- ・ 環境に配慮した車両を4台（ハイブリッド自動車1台、燃料電池自動車1台、クリーンディーゼル車2台）導入しました。
- ・ 公用車の環境性能に優れた自動車導入率：9.76%（287台中28台）

(3) 市の事務・事業における率先的行動の推進

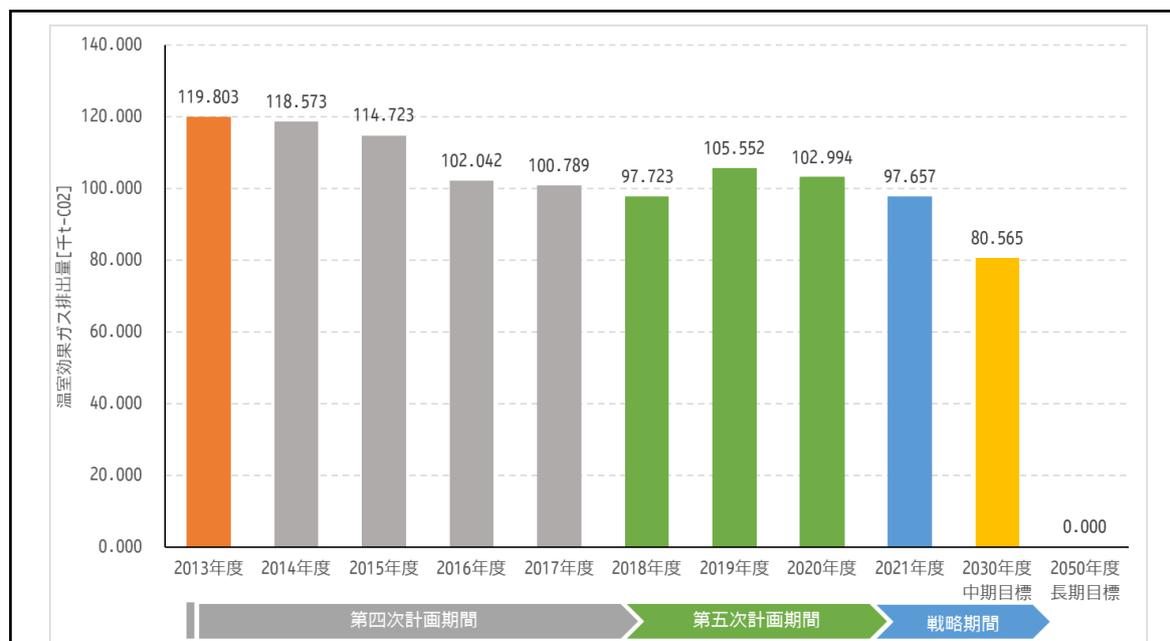
市の事務・事業における温室効果ガス排出量を削減するため、市職員が率先して環境に配慮した取り組みを行いました。

【市の事務及び事業における温室効果ガス排出量（令和3（2021）年度）】

項目	平成25年度 (2013) 〈基準年度〉	令和12年度中期目標 (2030) 〈2013年度比〉	令和3年度実績 (2021) 〈2013年度比〉
温室効果ガス総量 [千t-CO ₂]	119.8	80.6 (-32.8%)	97.7 (-18.5%)

※ 令和3（2021）年3月に「郡山市気候変動対策総合戦略」を策定し、令和12（2030）年の温室効果ガス排出量削減目標を掲げたことに伴い、当報告における目標値を変更しています。

【市の事務・事業における温室効果ガス排出量の推移】



1-1-2 低炭素なライフスタイルへの転換と普及

(1) 低炭素な暮らしへの普及啓発活動

地球温暖化対策のための「賢い選択：クールチョイス」を推進するため、地元ショッピングセンター等と連携し、普及啓発活動を行いました。また、市公式 YouTube チャンネルにおけるクールチョイス啓発動画の配信を行いました。

<p>「COOL CHOICE（クールチョイス）」とは、家電を買い換える際は、エコ家電にするという「選択」、外出の際は公共交通機関や自転車を利用するという「選択」、夏季は「COOL BIZ（クールビズ）」で室温 28 度に設定するという「選択」など、日常の様々な場面において「賢い選択」を促すことで、温室効果ガス排出の抑制を目指す取り組みの事です。</p>	 <p>未来のために、いま選ぼう。</p> <p>「COOL CHOICE」のロゴマーク</p>
--	--

(2) パーク&ライド*の推進

- ① 市街地の渋滞緩和及びモビリティ・マネジメント（自動車の移動から公共交通機関などへの自発的な交通手段の転換を促す取り組み）を推進することを目的に、富田東大橋高架下を利用し、パーク&ライドの実証実験を行っていましたが、道路管理者による郡山市道高架下等の有効活用計画の実施に伴い、令和 2（2020）年度をもって実証実験を終了しました。
- ② 福島交通株式会社大槻営業所において継続実施しているパーク&ライドについては、市ウェブサイトにより情報発信を行いました。

※ パーク&ライドとは、市街地等の交通混雑を緩和するため、鉄道の郊外駅やバス停の周辺に駐車場を整備し、自動車を駐車（パーク）させ、公共交通機関への乗換え（ライド）を促すシステムの事。

	
<p>モビリティ・マネジメントのロゴマーク</p>	<p>本市も認証を受けている「エコ通勤優良事業所認証」のロゴマーク</p>

(3) エコ通勤の推進

過度な自動車利用から他の交通手段（公共交通、徒歩、自転車等）への転換を促すため、公共交通の利用促進を行いました。

- ・ 「徒歩・自転車通勤推進の日」を実施しました。
- ・ エコ通勤への意識向上を図るため、エコ通勤アンケートを実施しました。
- ・ TDM 施策（交通需要マネジメント）として、関係機関と連携し、並木一丁目交差点を中心としたエリア内の事業所・団体にエコ通勤を促す取り組みを実施しました。

1-1-3 気候変動適応策に関する普及啓発

(1) 気候変動に対する適応策の推進

こおりやま広域圏における広域的な連携により、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための気候変動適応策等の推進を目的として、令和元（2019）年5月に「こおりやま広域圏気候変動適応等推進研究会」を設置し、平成31（2019）年2月に連携協定を締結した国立環境研究所の支援を受け、調査研究を行いました。

- ・ 令和3（2021）年度研究会開催回数：4回

※令和3（2021）年度には名称を「こおりやま広域圏気候変動対策推進研究会」に変更



こおりやま広域圏気候変動適応等推進研究会の様子（令和2(2020)年度）

1-2 エネルギー対策

1-2-1 省エネルギーの推進

(1) 公共施設における省エネルギーの推進

- ① 省エネルギー推進のため、昼休みの一斉消灯、執務時間終了後の不必要な照明の消灯、廊下の一部消灯、空調設備のきめ細かい運転管理により、電力や庁用燃料の使用量削減に努めましたが、新型コロナウイルス対策として換気しながらの空調運転となったことから、空調用燃料（都市ガス）の使用量は増加しました。
- ② 公共施設に高効率機器などの設備を導入し、省エネルギー対策を推進しました。
 - ・ 新設工事及び改修工事を実施した23施設に、LED照明を導入
 - ・ トイレ洋式化工事及び手洗自動洗浄化工事を実施した施設に節水型設備を導入

(2) 道路、歩道等における省エネルギー機器の普及促進

夜間における安心・安全なまちづくりを進めるため、町内会等から防犯灯設置要望を受けて、公益性等の基準を満たしたLED防犯灯を188灯設置しました。

(3) 創エネ・省エネ・蓄エネの導入促進

住まいの一体的なCO₂排出量の削減を支援するため、エネルギーを自ら生み出す「創エネ（Re-create:リクリエイト）」、消費エネルギーを減らす「省エネ（Reduce:リデュース）」、創ったエネルギーを蓄えて利用する「蓄エネ（Reuse:リユース）」を推進し、家庭用定置型リチウムイオン蓄電池やエネファーム等の設置に対し補助金を交付しました。

【令和3（2021）年度 エネルギー3R推進事業補助件数】

対象設備	補助金額	補助件数	補助金額計
家庭用定置型リチウムイオン蓄電池（太陽光発電システムとセット）	130,000円/件	132件	17,160,000円
家庭用定置型リチウムイオン蓄電池	100,000円/件	55件	5,500,000円
地中熱利用ヒートポンプシステム	100,000円/件	0件	0円
エネファーム	50,000円/件	49件	2,450,000円
電気自動車充電設備（V2H）	50,000円/件	3件	150,000円

1-2-2 再生可能エネルギーの普及拡大

(1) 公共施設における再生可能エネルギーの導入促進

地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等を導入し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能にしました。令和3（2021）年度の実施内容は下記のとおりです。

- ・ 工事实施施設 高瀬地域公民館 太陽光発電設備設置 5.8 kW
- ・ 実施設計委託 青少年会館
- ・ 基本設計委託 総合地方卸売市場管理事務所

(2) 水素利活用の拡大

「郡山市水素利活用推進構想」に基づき、水素社会の実現に向けた取り組みを実施しました。

- ・ 水素・燃料電池等関連産業の誘致、育成等による地域産業の活性化及び産学官連携による技術開発、共同研究等による水素利活用の拡大を図ることを目的として、「郡山市水素利活用推進研究会」を開催し、水素利活用に関する事例報告を実施しました。

研究会開催回数：1回

- ・ 「郡山市水素利活用推進研究会」で、水素利活用に関する普及啓発を図ることを目的として、実証FCVをはじめとする様々な水素関連の展示会を開催しました。

展示会開催回数：1回

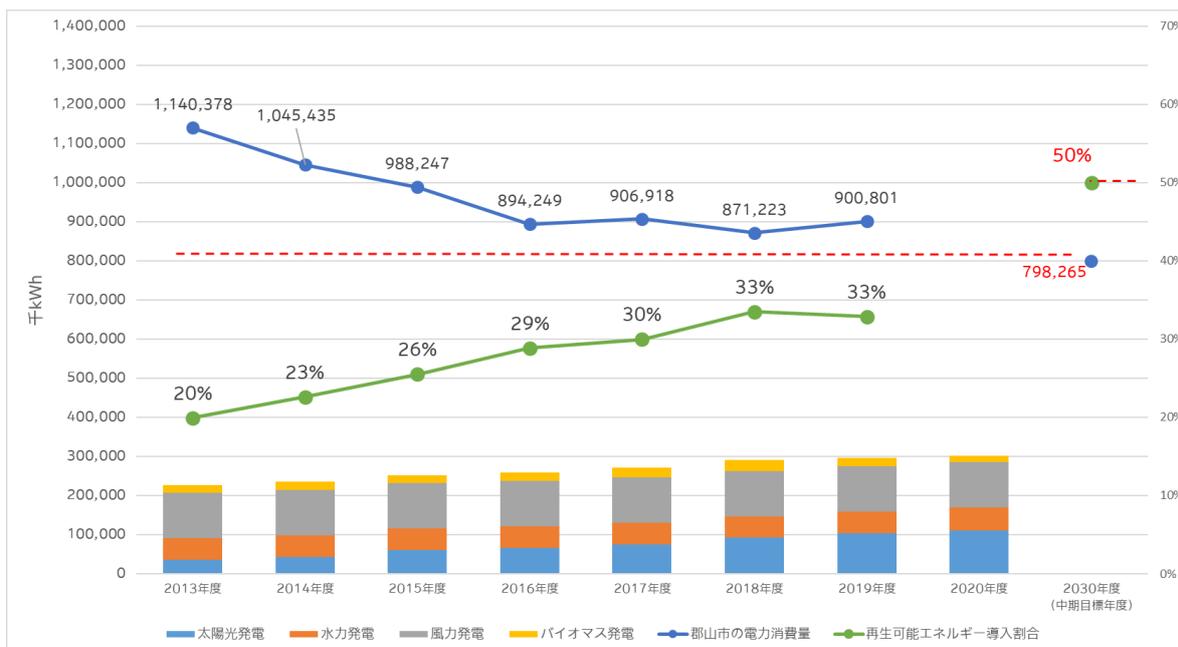


水素関連展示会

(3) エネルギー施策の推進

「郡山市気候変動対策総合戦略」により、中期目標である令和12（2030）年度までに市内の電力消費量を平成25（2013）年度比で30%削減し、再生可能エネルギー等導入割合を令和12（2030）年度の省エネ効果を加味した電力消費量の50%とする計画目標の達成に向けて、省エネの取り組みや再生可能エネルギー等の導入を計画的に推進しました。

【再生可能エネルギー導入量】



(単位：千kWh)

エネルギーの種類	2013年度 (基準年度)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2030年度 (目標年度)
太陽光発電	35,389	43,465	60,519	65,806	74,648	92,050	103,877	111,370	-
水力発電	54,912	54,912	54,912	54,912	54,912	54,912	54,912	57,277	-
風力発電	116,035	116,035	116,035	116,035	116,035	116,035	116,035	116,035	-
バイオマス発電	21,077	21,745	20,571	21,220	26,112	28,626	21,128	17,393	-
再生可能エネルギーによる発電量 (A)	227,413	236,157	252,037	257,973	271,707	291,623	295,952	302,075	399,132
郡山市の電力消費量 (B)	1,140,378	1,045,435	988,247	894,249	906,918	871,223	900,801	-	798,265
再生可能エネルギー導入割合 (A/B×100)	19.9%	22.6%	25.5%	28.8%	30.0%	33.5%	32.9%	-	50.0%

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
1-①	温室効果ガス排出量	3,169 千 t -CO ₂ (平成 25(2013)年度)	2,218 千 t -CO ₂ (令和 12(2030)年度)
	<p>市内から排出される温室効果ガスの排出量。「郡山市気候変動対策総合戦略」に定める目標値とします。</p> <p>なお、目標値の変更があった場合には、その目標値によるものとします。</p> <p>※ 国が公表する各種統計データを待つ必要があることから、3年前の数値が最新のものとなります。</p> <p>※ 令和 3 (2021) 年 12 月に、算定に使用する「都道府県別エネルギー消費統計 (平成 2(1990)年度から平成 30(2018)年度分)」が改訂となったため、計画策定時の現況値及び目標年度の目標値を変更しました。</p>		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	2,871 千 t -CO ₂ (令和元(2019)年度)	2,834 千 t -CO ₂ (令和元(2019)年度)	○
<p>令和元 (2019) 年度の郡山市における温室効果ガス排出量は、令和元 (2019) 年度の目標を達成することはできませんでしたが、達成率 98%と目標値に近い数値となっており、令和 12 (2030) 年度の目標達成に向け、引き続き気候変動対策を推進していきます。</p> <p>部門別の温室効果ガス排出量については、産業部門、家庭部門、業務部門はそれぞれ基準年度比で平均 18%の削減となっていますが、運輸部門は約 13%増加となっていることから、次世代自動車の導入促進やモビリティ・マネジメントの推進等を積極的に取り組んでいきます。</p>			

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
1-②	市の事務及び事業による温室効果ガス排出量	120 千 t -CO ₂ (平成 25(2013)年度)	81 千 t -CO ₂ (令和 12(2030)年度)
	<p>市の事務及び事業により排出される温室効果ガスの排出量。「郡山市気候変動対策総合戦略」に定める目標値とします。</p> <p>なお、目標値の変更があった場合には、その目標値によるものとします。</p>		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	98 千 t -CO ₂ (令和 3(2021)年度)	101 千 t -CO ₂ (令和 3(2021)年度)	◎
<p>基準年度比で 18.5%減少、昨年度比で 5.2%減少し、目標を達成しました。</p> <p>今後におきましても、令和 12 (2030) 年度の目標達成に向け、省エネルギーの取り組みを継続するとともに、公共施設の LED 化や再生可能エネルギー設備の積極的な導入を行っていきます。</p>			

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
1-③	電力消費量に占める再生可能エネルギー導入割合	20% (平成 25(2013)年度)	50% (令和 12(2030)年度)
	<p>市内の電力消費量を平成 25 (2013) 年度比で 30%以上削減することを目指すとともに、30%の省エネ効果を加味した電力消費量の 50%を再生可能エネルギーとする「郡山市気候変動対策総合戦略」に定める目標値とします。</p> <p>なお、目標値の変更があった場合には、その目標値によるものとします。</p> <p>※ 国が公表する各種統計データを待つ必要があることから、3年前の数値が最新のものとなります。</p> <p>※ 令和 3 (2021) 年 12 月に、算定に使用する「都道府県別エネルギー消費統計 (平成 2(1990)年度から平成 30(2018)年度分)」が改訂となったため、計画策定時の現況値及び目標年度の目標値を変更しました。</p>		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	33% (令和元(2019)年度)	33% (令和元(2019)年度)	○
<p>平成 25 (2013) 年度より太陽光発電が 68,488 千 kwh 増えたこと、また、市内における電力消費量が 239,577 千 kwh 減るなど減少傾向にあることから、再生可能エネルギー導入割合は計画どおりに進んでいます。今後も再生可能エネルギー導入拡大に向けて取り組んでいきます。</p>			

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
1-④	省エネルギー・再生可能エネルギー設備が導入された市有施設数	—	新設、改修する施設の 100% (令和 3(2021)年度)
	<p>新設や改修を予定している市有施設に対し、省エネルギー設備または再生可能エネルギー設備の積極的な導入に努めます。目標値は新築、改修する全ての施設に対しての導入を目指します。</p>		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	100% (令和 3(2021)年度)	100% (令和 3(2021)年度)	◎
<p>新設及び改修工事を実施した市有施設 23 施設の照明を LED 化 (省エネ) しました。今後も同様に省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備を積極的に導入します。</p>			

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みば、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

2-1 資源の循環的利用

2-1-1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

(1) 過剰包装等の対策

事業者に対し、不要な個包装の廃止等の啓発を行いました。また、消費者に対しても、市ウェブサイトや広報紙、印刷物等により個包装の商品を選ばないといった啓発を行いました。

(2) ごみの分別の徹底

循環型社会形成の実現に向け、3R フェスティバルの開催や SNS での周知をはじめ、広報こおりやま、ごみの日カレンダー、小学生向け副読本「わたしたちとごみ」の配布、また、ふれあいネットワーク事業やきらめき出前講座により、ごみの分別徹底の啓発を行いました。

また、家庭系可燃ごみに含まれる資源物の混入状況調査や食品ロスの実態調査を行ったほか、「使いきり」、「食べきり」、「水きり」の「3きり運動」の推進や、大手コンビニエンスストアと連携し「手前どり」POPによる食品ロス削減の啓発を行いました。

さらに、事業系ごみの分別を徹底するため、市内経済団体と連携し周知啓発を行いました。

	令和2(2020)年度		令和3(2021)年度	
	実施回数	資源物混入率	実施回数	資源物混入率
家庭系可燃ごみ 組成調査	3回	16%	2回	11%

	令和2(2020)年度		令和3(2021)年度	
	実施回数	食品ロス率	実施回数	食品ロス率
食品ロス調査	1回	4.0%	2回	5.9%

(3) リユース(再使用)の推進

新型コロナウイルス感染症対策のため、市民の集まる行事を中止したことに伴い、リユース家具展示会は開催しませんでした。

(4) リサイクル(再資源化)の推進

利用可能な廃棄物の集団回収運動を実施した団体に対して報奨金を交付し、ごみ問題に対する市民意識の高揚と資源の有効利用を図りました。

- 対象品目（単価 5 円/kg（一律））：古紙、金属、繊維、びん、その他有価物

	令和 2（2020）年度	令和 3（2021）年度
実施団体	424 団体	379 団体
報奨金	18,482,825 円	16,981,155 円
回収量	3,697 t	3,396 t
古紙	3,483 t	3,207 t
金属類	134 t	125 t
繊維	2 t	1 t
びん	78 t	63 t

(5) 多様な回収ルート of 把握

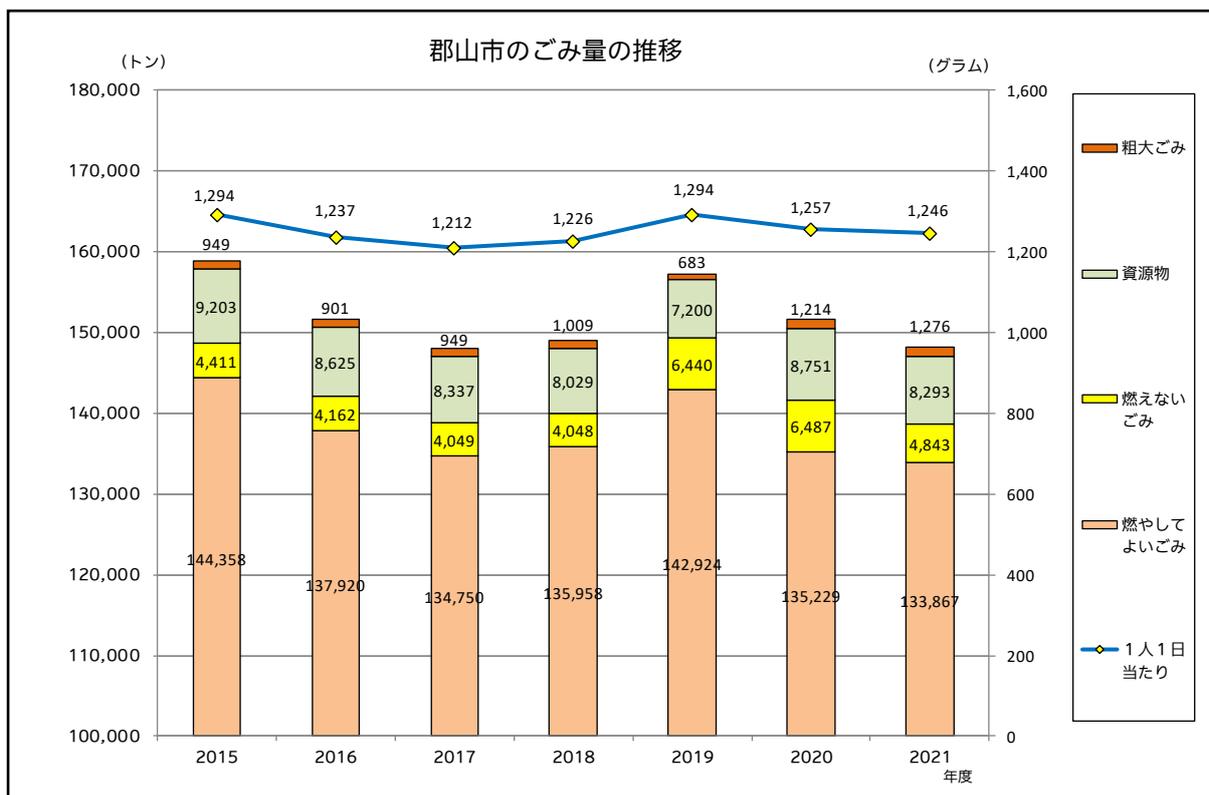
市ウェブサイト等により、ペットボトル、食品トレイ、段ボール、使用済小型家電等を対象とした民間事業者の店頭回収状況を調査しました。

2-2 廃棄物の適正処理

2-2-1 廃棄物の減量化・資源化の推進

(1) 廃棄物処理基本計画の推進

「一般廃棄物処理基本計画」により、ごみの減量や一般廃棄物の適正な処理を計画的に推進しました。



(2) ごみの減量化啓発事業

一般家庭の生ごみ減量化を推進し、併せて再利用及び環境保全に対する意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器（コンポスト容器、ボカシ密閉容器）を無償貸与し、ごみ減量化を推進しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
コンポスト容器無償貸与数	105 個	213 個
ボカシ密閉容器無償貸与数	167 組	133 組

(3) PCB廃棄物適正処理対策事業

「PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられた PCB 使用製品及び市内事業所の調査及び指導を実施しました。

(4) 産業廃棄物の適正処理

- ① 排出事業者や処理業者に対する立入調査、適正処理の指導・啓発を行うと共に、不法投棄多発地区への不法投棄監視カメラの設置及び山間部を中心とした市内全域での監視パトロール等により、監視体制を強化し、不法投棄等の未然防止を図りました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
不法投棄件数	35件	52件
野外焼却件数	12件	10件
不適正処理件数	9件	31件

- ・ 移動式監視カメラ設置台数 19台（令和4(2022)年3月31日現在）
 - ・ 休日、平日、昼夜間パトロール日数：220日
- ② 産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため、主要道路に検問所を設置し、産業廃棄物運搬車両の運転手に対し、マニフェストの確認や適正処理の指導啓発を例年行っていましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から令和3（2021）年度は中止しました。
- ・ 田村町地内 国道49号（例年7月実施）
 - ・ 熱海町地内 国道49号（例年10月実施）

(5) 廃棄物処理施設等の整備

- ① 一般廃棄物最終処分場である河内埋立処分場の第4期埋立地拡張について、埋立地の実施設計、また福島県条例に基づく環境影響評価に係る生活環境及び自然環境現地調査を実施しました。
- ・ 実施設計及び環境影響評価等：平成29（2017）年度～令和元（2019）年度
 - ・ 埋立地造成等及び浸出水処理施設改修：令和2（2020）年度～令和4（2022）年度
- ② リサイクル推進施設（富久山クリーンセンター粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザ）について長寿命化を図りました。
- ・ 実施設計：令和元（2019）年度
 - ・ 長寿命化工事：令和3（2021）年度～令和4（2022）年度

2-2-2 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進**(1) 廃棄物の不法投棄対策**

各種団体や地域住民と連携を図り、不法投棄多発地区などへの監視強化に努めました。

(2) 市民総ぐるみクリーンこおりやま運動

新型コロナウイルス感染症対策のため、市民の集まる行事を中止したことに伴い、実施しませんでした。

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
2-①	1人1日当たりのごみ排出量	1,141g (平成28(2016)年度)	1,036g (令和3(2021)年度)
	市民1人が1日出すごみの量(集団資源回収を除く)。「郡山市一般廃棄物処理基本計画」に定める令和9(2027)年度の1人1日当たりのごみ排出量を現況値から20%削減する計画値に合わせた目標値とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	1,132g (令和3(2021)年度)	1,036g (令和3(2021)年度)	×
	前年に比べ、生活系ごみが減少したため、ごみ全体量も減少しています。しかし、郡山市の人口減少率がそれを上回ったため、1人1日あたりのごみ排出量は昨年度(1,127g)より増加し、令和3(2021)年度の計画目標値を達成できませんでした。今後は、さらなる分別の徹底や3Rの推進により計画値達成に取り組んでいきます。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
2-②	再生利用率	10.3% (平成28(2016)年度)	17.5% (令和3(2021)年度)
	市で回収する再生利用率。 (分別収集回収量+破碎回収金属量+集団資源回収量)/(ごみ総量+集団資源回収量) 「郡山市一般廃棄物処理基本計画」に定める令和9(2027)年度の再生利用率を26%とする計画値に合わせた目標値とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	10.4% (令和3(2021)年度)	17.5% (令和3(2021)年度)	×
	行政による資源物の回収量、不燃ごみ等の破碎回収量、町内会や子ども会が実施する集団資源回収量全てが前年度より減少しているため、再生利用率としては前年度より0.5%減となりました。達成すべき目標から遠のいたため、今後はさらなる分別の徹底を周知し計画値達成に取り組んでいきます。		

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みれば、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

3-1 自然環境の保全

3-1-1 生物多様性の保全

(1) 地域と連携した生物多様性保全の推進

市民の生物多様性の保全に対する意識を高めるため、福島県主催の市民参加による水生生物調査について連携しました。

	令和2(2020)年度		令和3(2021)年度	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
水生生物調査	1回	26人	3回	43人

(2) 野生生物の保護管理

郡山市の鳥「カッコウ」について広く市民に周知するため、日本野鳥の会郡山支部主催による「カッコウ」調査を実施しました。(令和元(2019)年度まで)

(3) 有害鳥獣対策の推進

「郡山市鳥獣被害防止計画」に基づき、侵入防止柵の整備、郡山市有害鳥獣捕獲隊の協力による有害鳥獣捕獲を実施し、イノシシ捕獲数は、平成30(2018)年度の543頭に対し、令和3(2021)年度は296頭と45.5%減少し、農作物被害を未然に防止しました。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
有害鳥獣による農産物の被害面積	4.86 ha	3.35 ha

(4) 開発事業における自然環境への配慮の推進

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある開発事業について、環境に配慮した事業となるよう環境影響評価法等に基づき対象事業に対して環境の保全の見地からの意見を述べました。

【環境影響評価法対象事業】

事業の名称	事業の種類	事業の規模	実施状況
(仮称) 三森峠風力発電事業	風力発電所設置事業	風力発電所出力：最大39,100kW (最大14基)	準備書手続完了
(仮称) 須賀川・玉川風力発電事業	風力発電所設置事業	風力発電所出力：最大23,000kW (最大8基)	準備書手続完了
(仮称) 大滝山風力発電事業	風力発電所設置事業	風力発電所出力：最大136,000kW (最大35基)	準備書手続完了
(仮称) 会津若松ウインドファーム増設事業	風力発電所設置事業	風力発電所出力：最大129,000kW (最大40基)	方法書手続完了
(仮称) 郡山熱海ウインドファーム事業	風力発電所設置事業	風力発電所出力：最大36,000kW (最大10基)	配慮書手続完了
(仮称) 新郡山布引高原風力発電事業	風力発電所設置事業	風力発電所出力：最大65,980kW (最大29基)	配慮書手続完了

【福島県環境影響評価条例対象事業】

事業の名称	事業の種類	事業の規模	実施状況
河内埋立処分場（第4期拡張）	最終処分場	約2.03 ha	評価書手続完了
（仮称）砂欠山太陽光発電事業	工場又は事業場の用地の造成の事業	約121.9ha 約45,000～50,000 kW	評価書手続完了
（仮称）熱海南太陽光発電事業	工場又は事業場の用地の造成の事業	約234ha 約80,000 kW	評価書手続完了

3-1-2 森林や農地の保全と活用

(1) 森林の整備・保全

① 森林経営計画制度に基づき、林業経営者が実施する計画的な造林に対し補助を行いました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
補助対象面積	—	22.43 ha
補助額	—	1,400,575 円

② 松くい虫等の被害拡大を防止するため、被害木の伐倒・薬剤処理による駆除を実施しました。

	令和2（2020）年度		令和3（2021）年度	
	伐倒駆除 （市内一円）	被害木調査	伐倒駆除 （市内一円）	被害木調査
松くい虫対策事業	300.26 m ³	300.26 m ³	300.50 m ³	300.50 m ³
カシノナガキクイムシ対策事業	100.82 m ³	100.82 m ³	100.20 m ³	100.20 m ³

③ 森林の公益的機能を維持するため、間伐等の森林整備と路網整備を一体的に実施し、森林の再生を図りました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
森林整備（間伐等）	103.4 ha	21.43 ha
路網整備延長	4,541.1 m	1,691.0 m

④ 荒廃森林の調査を実施しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
荒廃森林の調査 ※	4.25 ha（湖南町）	5.40 ha（湖南町）

※令和2（2020）年度は荒廃森林の調査及び除間伐を実施しました。

(2) 森林資源の活用

福島県産材を使用したパンフレットラックを市内の行政センター、連絡所に設置しました。

- ・ 市内4か所の行政センター・連絡所にパンフレットラックを設置：4台



福島県産材を使用したパンフレットラック

(3) 農地の適正な維持管理

地域の農業者や非農業者が行う、農地、農業用水等の資源及び農村環境を守るための取り組みについて支援しました。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
活動組織数	119 組織	119 組織
対象農用地面積	6,344.62 ha	6,427.90 ha
水田	5,400.86 ha	5,519.32 ha
畑	920.05 ha	884.90 ha
草地	23.71 ha	23.68 ha

(4) 自然環境と調和した農業の推進

地球温暖化防止や生物多様性保全など環境保全効果の高い営農活動に取り組む販売を目的とした農業者等の農産物生産活動を支援しました。

- ・ 支援地区：日和田町、逢瀬町、田村町
- ・ 取り組み内容

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
有機農業	水稲 7.41 ha	水稲 7.61 ha
化学肥料、化学合成農薬を5割低減とたい肥施用	水稲 11.09 ha	水稲 11.05 ha

3-1-3 公園・緑地等の整備

(1) 都市公園の整備

地域住民の憩いの場、活動の場として、日常的な利用に供される都市公園の整備を図りました。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
整備した公園	(仮称)下双又公園	(仮称)四十坦公園、(仮称)追越公園

(2) 自然とふれあえる環境づくりの推進

① 緑化木や花苗の交付等により、緑化の促進及び保全を促し、都市全体の緑の創出及び保全を図りました。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
緑化木交付	288本	210本
生垣助成	7件	5件
花苗配布	18公園	29公園

② 「平成記念郡山こどものもり公園」の豊かな自然を活かした自然観察会や体験学習会を実施し、市民や子ども達の自然環境の保護に対する意識高揚を図りました。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
こどものもり自然観察会(対象:一般)	4回	4回
もりのこクラブ体験学習(対象:小学生)	5回	6回

3-2 自然災害の防止と抑止

3-2-1 豪雨対策の推進

(1) 「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」の推進

- ① 雨水の流出抑制及び水資源の有効活用を目的に雨水流出抑制施設の設置者への補助金の交付を行いました。また、制度の利用促進を図るため、市ウェブサイトや広報こおりやまへ制度の紹介、下水道工事指定店やホームセンターへのパンフレットの配置等を行い、制度のPRに努めました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
浄化槽転用	20基	21基
浸透ます	13基	11基
雨水タンク	21基	22基

- ② これまでの計画降雨を超過する局地的な大雨等により発生する浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留施設等の整備を実施しました。

- ・ 赤木貯留管、図景貯留管、小原田貯留管、麓山導水管、3号幹線放流管

- ③ 浸水被害の軽減を図るため、住宅、店舗、事務所等に、止水板の設置及びその設置に伴う関連工事を行う方に対し、補助金を交付しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
止水板設置補助	12件	8件



(2) 浸水被害の軽減

- ① 樋管の内水ポンプ用の電源を発電機から商用電源に切り替えることにより、稼動までの時間を短縮し、冠水被害の軽減を図ります。
 - ・ 23 箇所の内水ポンプを商用電源に切り替えました。
- ② 大雨等により発生する浸水被害の軽減を図るため、雨水幹線の整備や雨水枡の設置を実施しました。
 - ・ 112 号雨水幹線、168 号雨水幹線流入管、雨水枡設置（若葉町）
- ③ 平成 29(2017)年 8 月に本市と日本大学工学部において、水田に一時的に雨水を貯留する「田んぼダム」の効果検証を通じ、都市部に集中する浸水被害の軽減に寄与し地域社会の安全・安心の向上を図るべく連携協定を締結しました。また、同年度から実証事業により水田水位、河川水位等の観測データの収集を実施し、田んぼダムの評価検証を行い、有効性を確認しました。なお、同学部とは令和 2 (2020)年 2 月に新たに締結された包括連携協定のもと、継続して連携を図っています。

また、令和 3 (2021)年 11 月に多面的機能支払交付金活動組織 1 組織と連携協定を締結し、取り組みのさらなる推進を図っています。

 - ・ 令和 3 (2021)年度未設置数 127 基 36.4ha

3-2-2 自然災害に備えた防災基盤の整備

(1) 防災情報の発信

郡山市防災情報伝達システムにて、防災行政無線のほか防災ウェブサイトやメールマガジン、SNS 等多様な手段で、市民に災害情報など様々な情報を配信するほか、昨年度においては新型コロナウイルスの感染拡大により、感染対策情報など多岐にわたる情報を配信しました。

	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
災害情報等配信件数	588 件	482 件

(2) 災害時用備蓄品の整備

令和 2 (2020) 年度に引き続き、賞味期限があるアルファ米やクラッカー、粉ミルクなどの備蓄品の更新のほか、新型コロナウイルス感染症に対応するため、プライバシー保護テント、次亜塩素酸ナトリウム除菌剤やパルスオキシメーターなどを追加備蓄しました。また、「市政きらめき出前講座」などの各種機会を捉え、各家庭における備蓄品の確保について周知啓発を図りました。

(3) 橋りょうの耐震整備

災害時における被災地への救護ルートの確保や落橋による鉄道等への二次被害への防止などのため、橋りょうの耐震整備を行いました。

- ・ 大黒橋修繕・耐震補強工事 施工中 令和 5 (2023) 年度まで

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
3-①	カッコウの生息数	178 羽 (平成 28(2016)年度)	現状維持 (令和 3(2021)年度)
	郡山市の鳥カッコウの生息数。カッコウの生息状況は、自然環境の状態を表すひとつの目安となることから、確認された数の現状維持を目標とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	—	現状維持 (178 羽)	△
	日本野鳥の会郡山支部による「カッコウ調査」の継続が困難になり、令和 2 (2020) 年度より現況値の把握ができない状況のため、第四次環境基本計画においては、新たな指標を設定することとしました。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
3-②	間伐実施面積	232 ha (平成 27(2015)年度)	302 ha (令和 3(2021)年度)
	国有林を除く市内民有林の年間の間伐実施面積。森林の適正な整備・保全の推進により、水源かん養や山地災害防止など森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、令和 7 (2025) 年度の間伐実施面積を現況値の 1.5 倍とする整備計画に合わせた目標値とします。 ※ 福島県が公表する統計データを待つ必要があることから、2 年前の数値が最新のものととなります。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	246 ha (令和 2(2020)年度)	302 ha (令和 2(2020)年度)	△
	森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の存在や担い手不足等が大きな課題となっていますが、今後も引き続き、本市が事業主体で実施する「ふくしま森林再生事業」等により間伐を推進し、森林の適正な整備・保全を図ります。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
3-③	有害鳥獣による農産物の被害面積	7.6 ha (平成 28(2016)年度)	3.4 ha (令和 3(2021)年度)
	<p>有害鳥獣による農産物の被害面積。有害鳥獣被害の減少が、森林や農地の保全につながることから、「郡山市鳥獣被害防止計画」に定める目標値とします。なお、目標値については当該防止計画の変更と併せて見直すものとします。</p> <p>※ 令和 3 (2021) 年に鳥獣被害防止計画が変更されたことに伴い、計画策定時の目標年度の目標値を変更しました。</p>		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	3.3 ha (令和 3(2021)年度)	3.4 ha (令和 3(2021)年度)	○
<p>有害捕獲等による個体数管理、侵入防護柵の整備による被害防除対策、耕作放棄地の適正管理の普及啓発による生息環境管理の推進により有害鳥獣による農作物の被害面積が減少しました。</p>			

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みば、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

4-1 大気環境等の保全と改善

4-1-1 有害化学物質の発生抑制

(1) 環境にやさしい自動車の導入促進

公用車購入の際、環境性能に優れた自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）の導入を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図りました。

- ・ 環境に配慮した車両を4台（ハイブリッド自動車1台、燃料電池自動車1台、クリーンディーゼル車2台）導入しました。
- ・ 公用車の環境性能に優れた自動車導入率：9.76%（287台中28台）

(2) 大気汚染調査

① 自動測定機による大気汚染常時監視を実施しました。

- ・ 測定期間（連続測定）：令和3（2021）年4月1日～令和4（2022）年3月31日

【大気常時監視測定局及び測定項目】

区分	測定局名	設置場所	測定項目								
			二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	微小粒子状物質	非メタン炭化水素	風向・風速	温度・湿度
一般局	芳賀	芳賀地域公民館	○	○	○	○		○		○	○
	堤下	橘小学校	○	○	○	○			○	○	○
	日和田	日和田小学校			○					○	○
	安積	桧ノ下公園			○					○	○
自排局	台新	台新公園	○	○			○	○	○	○	○

※ 一般局（一般環境大気測定局）：一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。

※ 自排局（自動車排出ガス測定局）：自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。

- ② ダイオキシン類調査を実施しました。
 - ・ 環境大気：市内 1 地点において夏季及び冬季の年 2 回実施
 - ・ 発生源排出ガス：2 事業所について実施
- ③ 有害大気汚染物質調査を実施しました。
 - ・ 調査地点：開成、芳賀の 2 地点
 - ・ 調査項目：ベンゼン等 21 物質の調査を毎月実施
- ④ 微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析測定を実施しました。
 - ・ 調査地点：芳賀
 - ・ 調査回数：年 4 回（各 2 週間の連続調査）
- ⑤ 酸性雨調査を実施しました。
 - ・ 調査地点：朝日、逢瀬町堀口の 2 地点
 - ・ 調査回数：2 週間に 1 回、年 26 回実施

（3）ICT を活用した環境情報の収集及び提供

自動測定機による環境大気の測定結果を、大気汚染常時監視システムにより、リアルタイムで市、県、国のウェブサイト公表しました。

（4）自動車交通対策

交通流の分散及び交通渋滞の解消を図り、自動車交通に起因する大気汚染や振動・騒音などの軽減・防止に努めるため、環状道路及び幹線道路の整備を行いました。

4-1-2 騒音・振動・悪臭の発生抑制

（1）騒音・振動の調査及び防止対策の推進

- ① 自動車交通騒音測定を実施しました。

	令和 2（2020）年度		令和 3（2021）年度	
	市道県道	高速道路	市道県道	高速道路
道路交通騒音	9 地点	3 地点	10 地点	3 地点

- ② 自動車騒音に係る面的環境基準評価調査を実施しました。

	令和 2（2020）年度		令和 3（2021）年度	
	区間	延長	区間	延長
調査実施内容	145 区間	197.5 km	146 区間	197.6 km

③ 新幹線騒音振動調査を実施しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
調査地点	沿線6地点	沿線6地点

④ 東日本高速道路株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社に対して、騒音・振動対策の改善要望を実施しました。

（2）悪臭防止対策の推進

悪臭に関する苦情申立てが21件あり、それぞれ事業者に対して、関係法令や郡山市悪臭防止指針に基づき指導を実施しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
苦情申立て件数	18件	21件

4-1-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導

（1）関係法令などに基づく規制・指導の徹底

① 大気汚染防止法等に基づき、いおう酸化物等の汚染物質を排出する工場・事業場から届出を受理し、審査及び指導を実施しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
ばい煙発生施設からの届出	54件	52件
ばい煙指定事業場からの届出	2件	3件
立入調査によるばい煙量等の測定	2事業所	2事業所

② 大気汚染防止法に基づき、アスベスト除去作業について届出を受理し、立入調査により適正な作業の実施について指導しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
特定粉じん排出作業実施届出	21件	24件
立入調査実施回数	39回	42回

③ 騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理し、審査及び指導を実施しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
特定施設（騒音規制法）に係る届出	30件	25件
特定施設（振動規制法）に係る届出	22件	15件
騒音指定施設に係る届出	44件	75件

④ 特定建設作業に係る届出を受理し、騒音・振動の低減について指導しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
特定建設作業実施届出（騒音規制法）	38件	62件
特定建設作業実施届出（振動規制法）	29件	35件
騒音指定建設作業実施届出	2件	0件

4-2 水環境等の保全と改善

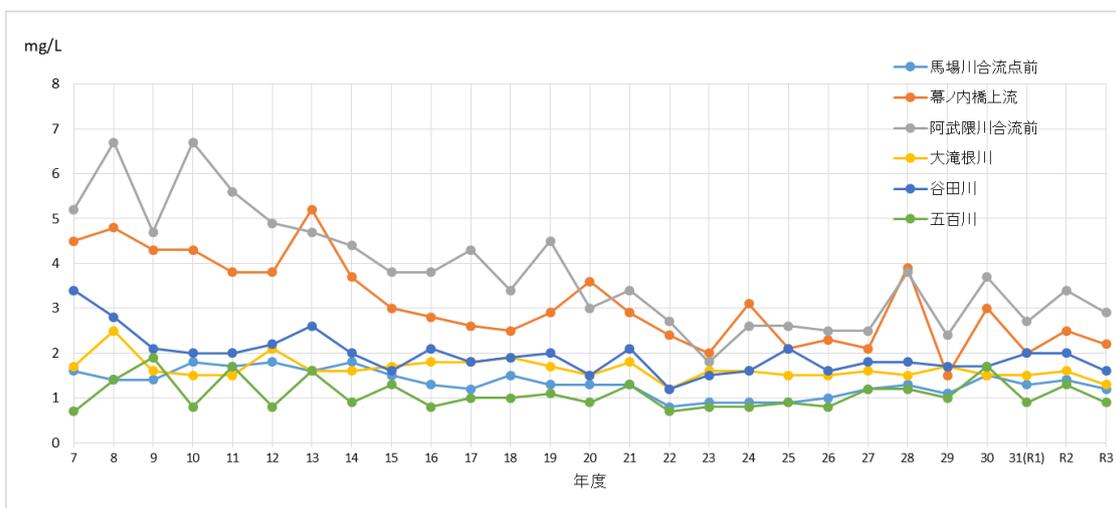
4-2-1 水資源の保全の推進

(1) 水質調査

水質汚濁防止法に基づき、市内を流れる河川及び湖沼の水質汚濁状況を監視するため、福島県との協議により水質測定計画を作成し、水質調査を実施するとともに、独自調査も併せて実施しました。

- ・ 水質測定計画によるもの：1湖沼3地点、11河川13地点
- ・ 独自調査によるもの：2湖沼2地点、24河川41地点、湖水浴場7地点
- ・ 調査実施回数（水質測定計画によるもの）：年8回（猪苗代湖）、年12回（逢瀬川、大滝根川、谷田川）、年6回（五百川、舟津川、菅川、常夏川、笹原川）、年4回（桜川、藤田川、亀田川）

【河川のBODの推移】



(2) 生活排水対策の推進

生活排水による水質汚濁を抑制するため、市ウェブサイトにより家庭でできる生活排水対策の周知啓発を行いました。

(3) 公共下水道の普及促進

- ① 公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、面整備及び污水幹線の整備を実施しました。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
公共下水道汚水施設整備面積	26.5 ha	38.0 ha

- ② 公共下水道への早期接続を促進するため、整備区域における普及啓発活動を実施しました。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
下水道等未接続世帯へのポスティング等啓発件数	3,518件	3,297件
水洗便所改造資金融資あっせん実行数 (公共下水道)	10件	10件
水洗便所改造資金融資あっせん実行数 (農業集落排水)	0件	0件

- ③ 湖南地区特定環境保全公共下水道事業で整備した区域において、接続率の向上及び猪苗代湖など公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道へ接続する高齢者世帯へ補助を行いました。

	令和2(2020)年度		令和3(2021)年度	
	件数	金額	件数	金額
補助件数及び金額	5件	646千円	1件	140千円

- ④ 公共下水道等の未整備地域において、快適な生活環境を確保し、公共用水域等の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行い、設置を促進しました。

【令和3（2021）年度 補助状況】

	区分	5人槽	6・7人槽	8～10人槽	合計
補助 限度額 (千円)	単独処理浄化槽からの転換	332	414	548	
	〃（窒素リン除去型）	932	1,222	1,696	
	汲み取り便槽からの転換	373	465	616	
	〃（窒素リン除去型）	973	1,273	1,764	
	転換以外（湖南町）	614	853	1,243	
補助 基数 (基)	単独処理浄化槽からの転換	9	18	2	29
	〃（窒素リン除去型）	0	0	0	0
	汲み取り便槽からの転換	5	3	0	8
	〃（窒素リン除去型）	0	0	0	0
	転換以外（湖南町）	1	0	0	1
	合計				38

※ 平成5（1993）年度からの令和3（2021）年度までの補助基数累計 5,847基

- ⑤ 合併処理浄化槽の使用者の負担軽減のため、浄化槽の故障や清掃の時期を調べる保守点検と浄化槽に溜まった汚泥を汲み取る清掃、法で定められた年1回の11条検査に対する維持管理費の一部補助を行いました。

【令和3（2021）年度 補助状況】

	5～7人槽	8～10人槽	合計
補助金額（千円）	15	20	
補助基数（基）	2,505	124	2,629
補助累計基数（基）	37,902	4,000	41,902

（4）雨水活用の推進

雨水の流出抑制及び水資源の有効活用を目的に雨水流出抑制施設の設置者への補助金の交付を行いました。また、制度の利用促進を図るため、市ウェブサイトや広報こおりやまへ制度の紹介、下水道工事指定店やホームセンターへのパンフレットの配置等を行い、制度のPRに努めました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
浄化槽転用	20基	21基
浸透ます	13基	11基
雨水タンク	21基	22基

(5) 猪苗代湖の水環境保全

猪苗代湖の水質を保全するため、湖水の透明度低下要因、pH上昇関与物質、富栄養化現象の動向とその結果増加するプランクトン量、湖内生産量増加要因物質等の調査を実施しました。

- ・ 猪苗代湖水質調査
 調査地点：浜路浜、舟津港、青松浜
 調査項目：透明度、pH、COD、窒素、リン、鉄、マンガ
 ン、イオンバランス（陰イオン、陽イオン）等
- ・ 湖内生産量調査（4月から11月まで8回実施）
 調査地点：浜路浜、舟津港、青松浜
 調査項目：プランクトン、クロロフィルa

【猪苗代湖水質調査結果（数値：pH）】

調査地点	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
浜路浜	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.9
舟津港	6.9	6.9	6.8	6.8	6.9	6.9
青松浜	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8	6.9

4-2-2 地下水、湧水の保全

(1) 地下水及び土壌汚染調査

- ① 地下水の汚染状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づく福島県水質測定計画に則り、地下水調査を実施しました。
 - ・ 概況調査：ローリング方式 2 地点、定点方式 4 地点
 - ・ 継続監視調査：15 地点
- ② 有害物質を使用する特定事業場等に対して、水質汚濁防止法に基づく立入調査及び指導を実施しました。

	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
立入調査実施事業場数	47 事業場	48 事業場

- ③ 土壌汚染の把握及び健康被害防止のため、土壌汚染対策法に基づく届出を受理し、必要な指導を実施しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
土壌汚染対策法に係る届出	40件	56件
土地履歴等に関する照会対応	95件	83件

（2）ダイオキシン類調査

- ① 環境中におけるダイオキシン類による汚染状況調査を実施しました。
- ・ 環境大気：1地点2回、河川水質：2地点各2回、河川底質：2地点各1回、環境土壌：1地点1回、地下水：2地点各1回
- ② 発生源事業所からの排出ガス等に含まれるダイオキシン類の調査を実施しました。
- ・ 発生源排出ガス：2事業所各1回、発生源周辺土壌：2事業所各1回、発生源排水：1事業所1回
- ③ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき届出を受理し、審査及び指導を実施しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
特定事業場からの届出	1件	1件

【ダイオキシン類調査結果一覧】（単位：大気 pg-TEQ/m³、水質 pg-TEQ/L、底質・土壌 pg-TEQ/g）

調査の種類	調査地点	測定結果	環境基準	令和2（2020）年度ダイオキシン類に係る環境調査結果(全国)	
				平均値	濃度範囲
大気 (一般環境)	音楽・文化交流館	0.0097	0.6	0.017	0.0025 ～0.23
公共用水域水質 (河川)	逢瀬川	0.67	1	0.20	0.013 ～2.7
	大滝根川	0.12			
公共用水域底質 (河川)	逢瀬川	1.6	150	5.9	0.040 ～530
	大滝根川	0.55			
地下水質	中田町中津川	0.054	1	0.054	0.0087 ～1.7
	大槻町	0.054			
土壌 (一般環境)	朝日二丁目ちびっ子 広場	0.24	1,000	1.9	0～97
土壌 (発生源周辺)	日本全薬工業株式 会社	1.5			
		株式会社田村工務 店	0.86		8.0

※ 全ての調査地点で、環境基準以内でした。

(3) 地盤沈下対策

地盤沈下及び地下水枯渇の未然防止のため、福島県生活環境の保全等に関する条例に規定される一定規模を有する揚水施設に対し、適正揚水量の指導を行いました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
揚水施設に関する届出	7件	3件

4-2-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導**(1) 関係法令などに基づく規制・指導の徹底**

- ① 公共用水域の水質保全のため、水質汚濁防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、立入調査及び指導を実施しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
立入調査実施事業場数	84事業場	81事業場

- ② 関係法令に基づき届出を受理し、審査及び指導を実施しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
水質汚濁防止法	98件	124件
福島県生活環境の保全等に関する条例	10件	7件

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
4-①	工場・事業場からの排出ガス基準達成率（大気汚染防止法）	99% （平成 28(2016)年度）	100% （令和 3(2021)年度）
	大気汚染防止法に基づき、工場・事業場から排出されるガスの基準達成状況とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	99% （令和 2(2020)年度）	100% （令和 2(2020)年度）	○
	揮発性有機化合物排出施設については目標達成しましたが、ばい煙発生施設については目標達成しなかったため、今後は、ばい煙等を排出する工場及び事業場へ対しての更なる指導及び監督に取り組んでいきます。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
4-②	市内の河川水質（BOD）の環境基準達成率	7地点中6地点で 環境基準値以下 （平成 28(2016)年度）	全地点で 環境基準値以下 （令和 3(2021)年度）
	市内の河川（7地点）における水質調査地点での、水質の汚れ具合を示す BOD の測定値の環境基準達成状況とします。 阿武隈川（阿久津橋）、五百川（石筵川合流後）、逢瀬川（馬場川合流前・幕ノ内橋上流・阿武隈川合流前）、大滝根川（阿武隈川合流前）、谷田川（谷田川橋）		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	全地点で環境基準値以下 （令和 3(2021)年度）	全地点で環境基準値以下 （令和 3(2021)年度）	◎
	市内の河川毎の BOD 測定値は、長期的には年々低下し、ここ数年はほぼ横ばいとなっています。今後も市内の河川の水質汚濁状況を監視するために、定期的な調査に取り組んでいきます。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
4-③	ダイオキシン類環境基準達成率	環境基準値以下 (平成 28(2016)年度)	環境基準値以下 (令和 3(2021)年度)
	大気、河川の水質、河川の底質、地下水、土壌におけるダイオキシン類の環境基準達成状況とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	環境基準値以下 (令和 3(2021)年度)	環境基準値以下 (令和 3(2021)年度)	◎
	既に目標年度における目標を達成していますが、今後もダイオキシン類を排出する可能性がある廃棄物焼却等を設置する工場及び事業場へ対しての指導及び監督に取り組んでいくとともに、環境中のダイオキシン類の状況について調査を実施していきます。		

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みば、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

5-1 環境教育・環境学習の推進

5-1-1 環境教育の充実と普及

(1) 保育所や学校などにおける環境教育の推進

① 全学校において、環境教育全体計画を作成し、計画に基づき各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、環境保全や環境問題に係る指導を展開しています。

また、平成 23（2011）年度から実施している森林環境学習事業についても、各学校の計画において各教科の授業や総合的な学習の時間の授業等で、児童生徒が森林環境への興味・関心を高める学習を、学校の実態に応じて教育課程に適宜位置付けて実施しています。

② 地球温暖化防止のための「福島議定書」事業については、全学校に参加を呼びかけており、環境教育に対する意識が高まっています。

(2) 市民向け環境学習講座の開催

① 家庭や地域社会での環境保全の意識を高めるため、学校や公民館などで出前講座を行いました。

【環境に関する出前講座の開催回数】

講座名	令和 2（2020）年度		令和 3（2021）年度	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
水素社会	3回	162人	7回	224人
生活排水	3回	201人	0回	0人
地球温暖化対策	9回	331人	10回	242人
ごみ減量・リサイクル	5回	373人	10回	242人



出前講座の様子

5-1-2 環境学習の場の提供

(1) 自然とふれあう体験学習の推進

「平成記念郡山こどものもり公園」の豊かな自然を活かした自然観察会や体験学習会を実施し、市民や子ども達の自然環境の保護に対する意識高揚を図りました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
こどものもり自然観察会（対象：一般）	4回	4回
もりのこクラブ体験学習（対象：小学生）	5回	6回

5-2 環境保全活動への支援

5-2-1 環境情報の発信

(1) ICTを活用した環境情報の収集・提供

- ① 市ウェブサイトやライン、フェイスブックなどの SNS を活用し、環境イベント情報やセミナー案内、ごみ対策、エネルギー 3R 推進事業補助金に関する情報を発信した外、令和元（2019）年度に導入した環境家計簿アプリを活用したエコ情報の提供を行いました。
- ② 市民活動サポートセンターのウェブサイトやメールマガジンにより、市民活動の情報発信を行いました。
 - ・ 環境保全活動に関する情報掲載 9 件
- ③ 市内の再生可能エネルギー施設等を紹介する動画を作成し、市公式 YouTube チャンネルで配信しました。

5-2-2 環境啓発推進のための体制づくり

(1) 環境に関するイベント等の充実

市民の環境問題に対する意識啓発を目的として、環境に関するイベントを実施しました。

- ① 猪苗代湖岸に隣接する小学校3校（郡山市立湖南小学校、会津若松市立湊小学校、猪苗代町立翁島小学校）による猪苗代湖の環境保全に関する調査・研究事例の発表会を書面にて行いました。
- ② 地球温暖化対策のための「賢い選択：クールチョイス」を推進するため、地元ショッピングセンター等と連携し、普及啓発活動を行いました。
- ③ 福島民友新聞社との共催で通年事業である3Rフェスティバル（作品コンクールの実施、減るしいレシピコンクールの実施等）を開催しました。



生ごみ減量！減るしいレシピ集



食品ロス啓発ポスター

5-2-3 環境保全活動を担う人材の育成

(1) 環境保全に関する人づくりの推進

① 市民活動の一層の普及を図り、協働のまちづくりを推進するため、以下の事業を実施しました。

- ・ まちづくりハーモニー賞

地域の特性を活かした創造性豊かな地域づくり等に先導的・先進的な役割を果たしたと認められる市民又は団体等を顕彰しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
受賞団体数	14 団体 (うち環境保全活動に関するもの 1 団体)	13 団体・個人 (うち環境保全活動に関するもの 2 団体)

② 市民が市政に関する理解を深め、市民の学習機会の拡充を図ることを目的として、市民などで構成する団体からの要望に基づき、市職員が講師として出向き専門知識を生かした講座を行いました。

(環境の分野に関するもの)

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
きらめき出前講座メニュー数	5 メニュー	5 メニュー
申込件数	21 件	29 件
参加申込人数	1,268 人	890 人

③ ごみの減量やリサイクルに関する取り組みについて、小・中学生を対象とした市政きらめき出前講座（わたしたちとごみ）を行いました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
実施学校数	5 校	10 校
参加人数	373 人	242 人

- ④ 植物を育てることを通して、児童・生徒の自然への理解を深めるため、花いっぱいコンクールを実施しました。

	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度
参加団体数	182 団体	214 団体

- ⑤ 各地区地域公民館における各種事業（学級・講座）において、子ども達に対する環境学習の場の提供や、星空観察を通じた地域の環境保護を目的とした事業を実施しました。
- ⑥ 成人のつどいの実施に際し、企画の段階から、環境に配慮したイベント開催を視野に入れて内容の検討を行い、イベントに係る電力にグリーン電力を使用するなど、環境に配慮した事業を実施しました。
- ・ グリーン電力の使用 バイオマス発電 1,000kWh 分

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
5-①	環境啓発イベントの参加者数	1,100 人 (平成 29(2017)年度)	2,200 人 (令和 3(2021)年度)
	市が主催する環境啓発イベントの参加者数。イベントを通じて、多くの市民に環境意識の高揚を図るため、現況値の2倍の参加者数を目標値とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	3,190 人 (令和 3(2021)年度)	2,200 人 (令和 3(2021)年度)	◎
	今後も福島県地域温暖化防止活動推進センター等と連携した活動を行うなどして、イベント等を通じて、環境意識の醸成を図ります。		

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みば、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

1 郡山市の除染に関する取り組み

(1) 除染に伴い発生した土壌等の保管

中間貯蔵施設に搬入するまでの間、除去土壌等の一時保管場所は次のとおりとし、保管に当たっては、国の「除染関係ガイドライン」等に基づき安全に管理しました。

- ・ 道路、側溝等：その地域にある公園・スポーツ広場等の市有地、仮置場
- ・ 住宅等：宅地内、仮置場

(2) 除去土壌等の搬出及び輸送

市内各所に保管されている除去土壌等を、環境省が行う中間貯蔵施設への輸送の拠点である積込場へ搬出し、その後、積込場に集積された除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送しました。（搬出量及び輸送量（ m^3 ）：フレキシブルコンテナ1袋の体積を $1m^3$ として換算した数値。）

【除去土壌等の搬出量】

年度	施設名	搬出量
令和2（2020）年度	逢瀬町多田野地内（10-1工区）外	48,117 m^3
	熱海町熱海一丁目地内（10-3工区）外	95,009 m^3
	堀口浄水場 外5施設	6,772 m^3
	星ヶ丘病院 外2施設	4,528.5 m^3
令和3（2021）年度	桑野二丁目 外地内	173 m^3
	尚志高等学校	205 m^3

【除去土壌等の輸送量】

年度	輸送量
平成27（2015）年度	1,610 m^3
平成28（2016）年度	6,949 m^3
平成29（2017）年度	54,809 m^3
平成30（2018）年度	135,044 m^3
令和元（2019）年度	250,883 m^3
令和2（2020）年度	268,742 m^3
令和3（2021）年度	197,065 m^3
計	915,102 m^3

2 放射線に関する郡山市の取り組み

(1) サーベイメータの貸出

市民自らが市内の身近な場所の放射線量を確認し、不安解消や健康管理につなげることを目的として、サーベイメータを貸し出しました。

【貸出実績】

	町内会向け配備数	市民向け貸出数
令和2（2020）年度	87台	60台
令和3（2021）年度	26台	51台

(2) 市内空間放射線量の推移

測定場所	平成23（2011）年 3月29日	令和4（2022）年 3月7日	減少割合
郡山合同庁舎	2.59 $\mu\text{Sv/h}$	0.07 $\mu\text{Sv/h}$	97.3 %
郡山市役所	2.57 $\mu\text{Sv/h}$	0.11 $\mu\text{Sv/h}$	95.7 %
福島県農業総合センター	2.78 $\mu\text{Sv/h}$	0.11 $\mu\text{Sv/h}$	96.0 %
逢瀬行政センター	1.10 $\mu\text{Sv/h}$	0.07 $\mu\text{Sv/h}$	93.6 %

(3) 市内空間放射線量の見える化

本庁舎1階の除染情報ステーションで市内の空間放射線量を確認できます。



本庁舎内にある除染情報ステーション

令和3(2021)年度郡山市の環境施策等に対する意見について

「郡山市第三次環境基本計画」における各種事業や施策の進捗状況等に対する郡山市環境審議会委員からの意見については、以下のとおりです。

○郡山市環境審議会（書面審議）

令和4（2022）年9月27日から

令和4（2022）年10月6日まで

○郡山市環境審議会委員からの意見

（1）温室効果ガスの削減について

- ・ 計画上の削減目標をほぼ達成していることは喜ばしい。気候変動対策総合戦略のもとでも進展を期待する。
- ・ 温室効果ガス排出量が、部門別の運輸部門において基準年度比 13.7%増となっている。業界に携わる者として残念であり、環境に取り組んだ車両を提供していると考えているが、内容を精査して対策を一緒に取り組んでいきたい。
- ・ 人口減少にも関わらず運輸部門の排出量が増えた要因は何か。世帯当たりの自動車台数の増加、走行距離の延長などが考えられるが、今後の対策を進める上で重要であるので報告して頂きたい。
- ・ 市の事務及び事業による温室効果ガス排出量について、減少の主な要因は何か。例えば設備の更新によるエネルギー効率の向上、各職員による省エネルギーの取り組み、再生可能エネルギーの導入、電力調達の契約先の変更、そもそもの事業内容の変化などが想定されるが、特に効果を挙げた取り組みが分かれば報告して頂きたい。

（2）再生可能エネルギーの導入促進について

- ・ 電力消費量に占める再生可能エネルギーの割合について、都市部である郡山市で 33%まで到達していることは大変よい。
- ・ 太陽光発電および電力消費量の増減について、値（kwh）に加えて基準年度に対する増減率（%）も添えて頂ければ理解が容易である。

（3）ごみの減量化について

- ・ 1人1日当たりのごみ排出量が減少しないのは残念。分別や3R等をどのような手法で徹底・推進するのか、具体策が欲しい。
- ・ 1人1日当たりのごみ排出量と再生利用率について、目標達成の可能性が低いとされたことは残念である。市民一人ひとりが、自分のこととして取り組まなければ評価をあげることは難しく、ごみ排出量 20%削減目標はなかなか難しそうだと感じた。

- ・ ここ2年半、世界はコロナ禍となり、巣ごもりと言われた時を過ごしてきた。多くのものの家庭での消費が増え、家庭ごみは減る機会を逃したようにも感じる。特に清潔を保つための紙類の消費が格段に増えた実感がある。分別の意識を持たせる工夫を考えなければいけないように思われる。
- ・ コロナ禍も影響して集団資源回収が実施されなかったこともあるものの、市民に3Rを浸透させる取り組みが重要である。
- ・ 1人1日当たりのごみ排出量と再生利用率については、行政がどんなに努力しても、市民に「自分ごと」と捉えてもらわない限り達成は難しい。ごみ袋の有料化などを含め、あらゆる対策を検討していくことで、市民にも理解を求めていくことが必要だと思う。
- ・ 私が以前住んでいた所では、ごみ袋は多種類化・有料化しており、資源物はビンの色ごと・段ボールの紙質別・新聞紙とチラシ・缶の資材別の分別が当たり前のように行われていた。このようなごみ処理を毎回行うことにより、市民のごみに対する意識が無意識の内に向上して、次第にごみ排出量が少なくなり、再生利用率も向上することは、他市町村で実証されている。
- ・ 市民に向けた種々の活動も必要ではあるが、まずは、ごみ排出量の削減や再生利用率の向上のためには、ごみ袋の多様化（袋の大小も）・有料化や資源物の分別用かごの整備を早急に開始する必要がある。
- ・ 一般廃棄物処理統計の計算上、「ごみの排出量÷人口＝1人1日当たりのごみ排出量」であるため、分子である排出量が増え、分母である人口が減れば、解である1人1日当たりのごみ排出量は上昇するのは明らかで、分母対策である人口政策とごみの減量化を講じないと、1人1日当たりのごみ排出量が、目標年度に達成ができないのではないかと。さらなる分別の徹底や3Rの推進等、手法等の見直しが必要になるのではないかと。
- ・ 取り組みの柱2「資源が循環するまちづくり」についての達成度がきわめて低いことを、当市の大きな課題として重く受け止めるべき。福島県の1人1日あたりのごみ排出量は全国でもワーストクラスで中央値の920g台と大きく乖離しているにもかかわらず、1人1日あたりのごみ排出量が昨年よりも増加している現実を広く発信し、市民意識の啓蒙を図りながら生活様式の見直し、ごみの分別・回収方法の見直し（有料化も含め）等について議論を深めていくことが必要であると考えます。
- ・ 再生利用率についても、行政や町内会による資源回収の機会が減少しているのであれば、それに替わる手立てとして何が行えるのか（資源ごみを集積所に持参するとエコポイントが貯まるヨークベニマルの取り組みは、一つのモデルであると思う）、本気で考えるべきである。

(4) 自然と共生できるまちづくりについて

- ・ 間伐実施面積については、二酸化炭素の吸収にもつながる重要な項目なので、予算の課題はあるかと思うが是非さらに進めて欲しい。

(5) 環境指標の実績値の評価手法について

- ・ 実績値を評価する手法については、「前年よりも増えた、減った」という経年変化よりも、郡山市の実情が、都市規模や産業構造の近い他市や全国の自治体の平均値・中央値と比べてどうなのかという「ベンチマーク」をもっと行うべきであると考えます。

郡山市環境審議会委員名簿

(令和4年8月1日現在)

No.	役職	氏名	区分	備考
1	会長	ナンバ ケンジ 難波 謙二	学識経験者	福島大学共生システム理工学類教授
2	副会長	アイダ クニコ 會田 久仁子	学識経験者	郡山女子大学短期大学部教授
3	委員	イチオカ アヤコ 市岡 綾子	学識経験者	日本大学工学部専任講師
4	委員	オオタ ヒロシ 太田 弘志	行政機関	福島県農業総合センター生産環境部長
5	委員	カンノ テエコ 菅野 千恵子	学識経験者	日本化学工業株式会社福島第一工場事務課長
6	委員	コバヤシ ヒロコ 小林 裕子	学識経験者	郡山食品工業団地協同組合 理事
7	委員	ゴミ ケイ 五味 馨	学識経験者	国立研究開発法人国立環境研究所 福島地域協働研究拠点地域環境創生研究室長
8	委員	サクマ ユタカ 佐久間 裕	学識経験者	株式会社福島民報社郡山本社報道部長
9	委員	タカハシ アツシ 高橋 敦司	学識経験者	福島民友新聞株式会社郡山総支社報道部長
10	委員	ハンモト タケシ 橋本 健	学識経験者	福島県自動車販売店協会 福島トヨベット株式会社代表取締役専務
11	委員	ヒラカワ マリコ 平川 真理子	学識経験者	郡山市商工会議所女性会 会長
12	委員	フルタニ ヒロヒデ 古谷 博秀	学識経験者	国立研究開発法人産業技術総合研究所 研究戦略企画部次長 福島再生可能エネルギー研究所 所長代理
13	委員	ホライ キヨシ 堀井 潔	市民	公募委員
14	委員	マツエダ トモユキ 松枝 智之	市民	公募委員
15	委員	ユアサ ヒロオ 湯浅 大郎	学識経験者	公益財団法人日本野鳥の会郡山支部支部長 公益財団法人湯浅報恩会理事長

(敬称略、委員は50音順)

(1) 郡山市環境基本条例

平成 10 年 6 月 26 日

郡山市条例第 46 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等(第 8 条・第 9 条)

第 3 章 環境の保全及び創造のための基本的施策(第 10 条—第 25 条)

附則

わたくしたちの先人は、安積疏水を開さくすることで、猪苗代湖の水を安積平野に行き渡らせ、この大地を開拓し、本市発展の礎を築いた。わたくしたちは、これら先人の歴史的遺産を受け継ぐとともに、豊かな自然の恵みを受けて生活を営み、産業を興し、伝統や文化を育んできた。

しかしながら、近年、都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても都市型・生活型公害、廃棄物の増大などの問題が顕在化してきた。また、自然の復元力を超えるまでに拡大しつつある人間の活動は、地域の環境にとどまらず、自然の生態系に影響を及ぼし、さらには、地球の環境を脅かすまでに至っている。

わたくしたちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利とともに、この環境を保全し、さらにより良い環境とし、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

わたくしたちは、人類が自然の生態系の一部であり、地球の環境は有限でかけがえのないものであることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるまちづくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市民の意見を尊重して、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念の通り、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性を確保するとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が共生できる良好な環境を確保すること。
- (3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的遺産の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造のため、市、事業者及び市民が相互に協力し合える社会を形成すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、郡山市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第 12 条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第 13 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第 14 条 市は、下水道等の公共的施設の整備事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための公共的施設の適正な整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前 2 項に定める公共的施設等の適切な利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。

(森林及び緑地の保全及び創造)

第 16 条 市は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水環境の保全及び創造)

第 17 条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第 18 条 市は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第 19 条 市は、関係機関等と協力して、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 20 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、第 19 条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査研究を実施するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民との緊密な連携の下に、環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

(2) 郡山市環境審議会条例

平成7年6月28日

郡山市条例第27号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について調査及び審議するため、郡山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市の区域内に住所を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成7年8月28日から施行する。

附 則(平成15年郡山市条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年郡山市条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成31年郡山市条例第9号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年郡山市条例第 56 号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和4（2022）年度版 郡山市の環境

令和5（2023）年2月

発行：郡山市環境部環境政策課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

TEL：024-924-2731 FAX：024-935-6790